

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令第37条において、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正の1つとして各別紙様式の「印」の表示を削っているが、これにより記名捺印に代えて署名が求められるものではないことを確認したい。</p> <p>すなわち、商法第546条等で規定する「署名し、又は記名押印し」とは異なり、別紙様式の「氏名」欄に、その氏名の対象である者の署名でなく、単に活字を入力して表示した氏名やゴム印を押捺することで表示した氏名であっても、押印が不要であるとの理解で良いか。</p>	<p>別紙様式中「印」を削る改正の趣旨については、当該押印欄に押印する行為を求めないこととするものであるため、当該改正が別途署名を求めることを意味するものではないとさせていただきます。</p> <p>したがって、今回の改正で押印を不要としたもので「氏名」欄のあるものについて、単に活字を入力して表示した氏名やゴム印を押捺することで表示した氏名であっても、差し支えありません。</p>
2.	<p>無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令第37条において、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正の1つとして各別紙様式の「印」の表示を削っているが、これにより、申請書や届出書を作成し、提出した者が真に申請や届出の当事者であることはどのように担保されるのか。</p> <p>従前であれば、押印した印章と共にその印章に係る印鑑証明書を提出することにより、印鑑証明書は書類に記載された当事者本人の請求によって発行されることから、書類に押印し、印鑑証明書を提出した者が申請や届出の当事者であることが担保されていたと理解している（この点、押印に代えて署名とした場合は、署名者が真に書類に表示されている者であることを担保する方法は採用されていない）。</p> <p>押印を廃止することにより、無権限者が書類を作成、提出したり、更には申請者でない者による書類の偽造、提出が可能になるのではないか。</p>	<p>今般の当庁所管法令等の改正による押印廃止は、本人確認（文書作成者の真正性担保）が、押印に依らずとも申請等に係る一連の行政手続の過程で可能であるものや、他の資料等で代替可能なものを対象としております。</p>
3.	<p>書類・様式における押印（又は署名）の廃止に反対である。押印（印章を生じさせる。）又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。</p> <p>例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。</p>	

4.	<p>役員等の氏名に、旧氏名の記載が、併記の形で行えるのは、可であるとする。現在時点での氏名が基本のものとして提示されているのであれば、旧氏名について併記の形で記載するのは可とする。</p>	<p>役員等の氏名の記載については、登録の申請等の際に申請者の氏名に旧氏及び名を併記して申請書等を提出した場合に限り旧氏及び名の記載を認めるものですので、当局において、現在時点での氏名を把握していることが前提になっています。</p>
5.	<p>今回の改正について、改正案で従前の項目を全て無くす意味で「(削除)」と記載されてある箇所がある(別紙11の第3ページ等)が、これは「(削る)」の誤植と理解してよいか。</p>	<p>法令については一般的に、改めたい部分を跡形もなく消してしまいたいときに「削る」を用い、改めたい部分を「削除」という形で残しておきたい場合には「削除」を用いるとの慣例があります。</p> <p>他方、監督指針については、行政部門の職員向けの手引書として作成しているものであり、法令と同様の慣例がないため、異なる取扱いとなっているものです。</p>
6.	<p>「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱い(監査証明府令ガイドライン)の一部改正(案)において、監査概要書等の表紙への公認会計士又は監査法人の印の押印手続の廃止が提案されていますが、現行では、紙の書面で印刷し、提出することが課されています。手続のさらなる簡素化のため、紙面での提出に加え、監査概要書等の電子ファイルの電子提出(メール等)についてご検討戴きたい。</p>	<p>当庁の全ての行政手続についてオンラインでの提出が可能となるよう、令和2年度中にシステムの整備及び制度面での対応を行い、令和3年度の可能な限り早期に運用を開始する見込みです。</p>
7.	<p>役員等の氏名を記載する際に旧氏(きゅううじ)の使用を可能となる見直しについては、他の内閣府令改正案や信託業法施行規則および同法施行規則の他の別表・別紙様式の改正案と同様に、信託業法施行規則の別紙様式第19号第2面および第3面においても手当てが必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しております。</p>

8.	<p>現在、銀行代理業／信用金庫代理業の許可申請書の提出時の添付書類として、定款とあわせて「定款の原本証明」を提出することとなっている。</p> <p>今回の見直しは、当局向けに提出する書類について押印を廃止するというものだが、押印によって真正性を担保する慣行を廃止していくのであれば、このような提出書類に係る原本証明についても同様に提出不要とすることを検討してはどうか。</p> <p>また、当該原本証明は、監督指針上は、代理業の許可申請に係る添付書類として規定されているが、実務上は、その他の書類提出時に、原本証明を添付しているケースも一部あるものと考えられる（例えば、信用金庫法第 87 条①五、信用金庫法施行規則第 100 条①四・六による定款変更の届出等）。上記規定を廃止いただける場合には、これら実務慣行として提出している原本証明についても、添付が不要であることを確認したい。</p>	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅳ－３－２－１－２－３（１）において、「定款に原本証明が付されていること」を銀行代理業の許可申請書受理の留意事項として定めているところです。（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ－３－２－１－２－３同旨）</p> <p>ご指摘の点については、他の資料等で真正性の確認が可能であると考えられることから、監督指針の該当箇所を改正することで当該原本証明は不要といたします。</p> <p>また、その他実務慣行として書類提出時に原本証明を付している書類については、法令・監督指針に定めるものではありませんので、原本証明を添付いただく必要はありません。</p>
9.	<p>貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ－２－９（２）中、②において、「従業員名簿の「氏名」欄に、旧氏及び名を括弧書であわせて記載している場合には、法第 12 条の 4 第 1 項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。」とあるが、⑤においては、「当該旧氏及び名を使用することができる。」とされている。⑤においても、旧氏及び名を括弧書きで併せて記載等することも認められるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「旧氏及び名の使用に当たっては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載するなどの方法で旧氏及び名を併せて使用することも差し支えない。」という注記を追加いたします。</p>
10.	<p>電子政府の総合窓口（e-Gov）のサービス停止期間（11 月 18 日（水）12:00～11 月 24 日（火）9:00）の分、意見募集期間を延長すべきと思います。</p>	<p>ご意見のご提出につきましては、e-Gov のサービス停止期間におきましても、その他の手段（郵送・FAX）でご意見を頂戴しておりますため、意見募集は「11 月 26 日（木）17 時 00 分（必着）迄」とさせて頂きました。</p>